る方法により、当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者（法第百九十三条の三第一項に規定する適切な措置をとることについて他に適切な者がある場合には、当該者）に対して通知しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

**第八条**　法第百九十三条の三各項に規定する内閣府令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法とする。

（意見の申出の手続）

**第九条**　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令の一部改正）

**第三条**　金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （定義）<br>**第一条**　［略］<br>２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>［一～十一　略］<br>十二　最終事業年度　次のイからニまでに掲げる金融機関の種類に応じ、当該イからニまでに定めるものをいう。<br>［イ～ハ　略］<br>ニ　信用協同組合　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。以下「協同組合金融事業法」という。）第五条の七第一項に規定する各事業年度に係る計算書類を作成した場合における当該各事業年度のうち最も遅いもの<br>十三　計算書類　次のイからニまでに掲げる金融機関の種類に応じ、当該イからニまでに定めるものをいう。<br>［イ～ハ　略］<br>ニ　信用協同組合　協同組合金融事業法第五条の七第一項に規定する計算書類<br>十四　計算書類等　次のイからニまでに掲げる金融機関の種類に応じ、当該イからニまでに定めるものをいう。<br>［イ～ハ　略］<br>ニ　信用協同組合　各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びに監事の監査の報告（協同組合金融事業法第五条の八第三項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査人の監査の報告を含む。）<br>［十五～十七　略］ | （定義）<br>**第一条**　［同上］<br>２　［同上］<br>［一～十一　同上］<br>十二　［同上］<br>［イ～ハ　同上］<br>ニ　信用協同組合　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第五条の七第一項に規定する各事業年度に係る計算書類を作成した場合における当該各事業年度のうち最も遅いもの<br>十三　［同上］<br>［イ～ハ　同上］<br>ニ　信用協同組合　協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第一項に規定する計算書類<br>十四　［同上］<br>［イ～ハ　同上］<br>ニ　信用協同組合　各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びに監事の監査の報告（協同組合による金融事業に関する法律第五条の八第三項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査人の監査の報告を含む。）<br>［十五～十七　同上］ |